



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

教育に関する国際基準

EDUCATION

2021年1月1日発効



WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY
play true



WORLD ANTI-DOPING CODE

INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

教育に関する国際基準

EDUCATION

2021年1月1日発効

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

教育に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「教育に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。この国際基準は、署名当事者、官公庁及びその他の関連する利害関係者と協議して策定された。

「教育に関する国際基準」は、2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA 常任理事会により第5回スポーツにおけるドーピングに関する世界会議において、初めて採択及び承認され、2021年1月1日に発効する。

発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite 1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec
Canada H4Z 1B7
www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232
Fax: +1 514 904 8650
E-mail: code@wada-ama.org

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1部：序論、世界規程の条項並びに国際基準の条項及び定義 | 4 |
| 1.0 序論及び適用範囲 | 4 |
| 2.0 世界規程の条項 | 5 |
| 3.0 定義及び解釈 | 5 |
| 3.1 世界規程の定義で、本「教育に関する国際基準」で使用されているもの | 5 |
| 3.2 規程遵守に関する国際基準の定義語 | 9 |
| 3.3 教育に関する国際基準に固有の定義語 | 9 |
| 3.4 解釈 : | 10 |
| 第2部：教育に関する基準 | 11 |
| 4.0 教育プログラムの計画 | 11 |
| 4.1 教育計画の策定 | 11 |
| 4.2 現状の分析 | 12 |
| 4.3 教育対象プールの確立 | 12 |
| 4.4 目標及びアクティビティ | 13 |
| 4.5 モニタリング | 13 |
| 5.0 教育プログラムの実施 | 14 |
| 6.0 教育プログラムの評価 | 15 |
| 第3部：署名当事者の役割及び責務、協力、並びに説明責任 | 16 |
| 7.0 署名当事者の役割及び責務 | 16 |
| 7.1 概観 | 16 |
| 7.2 国内アンチ・ドーピング機関 | 16 |
| 7.3 国際競技連盟 | 17 |
| 7.4 主要競技大会機関 | 18 |
| 7.5 国内オリンピック委員会／国内パラリンピック委員会 | 18 |
| 7.6 地域アンチ・ドーピング機関 | 18 |
| 7.7 世界アンチ・ドーピング機関 (WADA) | 19 |
| 8.0 他の署名当事者との協力及び承認 | 19 |
| 9.0 説明責任 | 20 |

第 1 部：序論、世界規程の条項並びに国際基準の条項及び定義

1.0 序論及び適用範囲

教育に関する国際基準は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

教育に関する国際基準の全体的な指針の目的は、世界規程に示されているスポーツの精神の保護を支持し、クリーンスポーツ環境の醸成を支援することである。競技者の大多数はクリーンに競技することを望み、禁止物質又は禁止方法を使用する意思を有しておらず、かつ、公平な競技の実施に対する権利を有していると認識されている。

教育は、世界規程で強調されている予防戦略の一つとして、クリーンスポーツの価値に沿った行動を奨励し、競技者及びその他の人によるドーピングの予防に寄与することを目的とする。教育に関する国際基準の主要な基本原則は、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験は、ドーピング・コントロールではなく、教育を通じて行われるべきであるということである。

教育に関する国際基準は、この目的を支持するための3つの主要な目標を有している。

第1の目標は、世界規程第18条に規定された効果的な教育プログラムの計画、実施、モニタリング及び評価において署名当事者を支援する義務的な基準を確立することである。世界規程、教育に関する国際基準及び教育に関するガイドラインは、世界規程が教育の枠組みを示し、教育に関する国際基準が教育プログラムにおいて含むべき原則及び最低基準を定める一方で、教育に関するガイドラインは署名当事者が教育プログラムを策定し、改善することを支援するような方法で連携されている。

教育に関する国際基準の第2の目標は、以下を提供することである。

- a) 教育分野における用語の定義
- b) 教育プログラムの計画、実施、モニタリング及び評価に責任を有するすべての署名当事者の役割及び責任の明確化

教育に関する国際基準の第3の目標は、以下の方法により、署名当事者のリソースを最大限に活用することを支援することである。

- a) 署名当事者に対し、最低限、登録検査対象者リストに含まれる競技者及び制裁から復帰

する競技者を含めた、教育対象プールを策定するよう要求すること。

- b) 署名当事者に対し、重複を最小限にするため、他者との協力及び教育アクティビティでの協調を奨励すること。
- c) 署名当事者に対し、スポーツの精神を浸透させ、クリーンスポーツ環境を醸成するため、価値に基づく教育プログラムを通じて、より広範囲の人々を教育することの利益を考慮するよう奨励すること。
- d) 署名当事者に対し、政府、研究者及び教育機関を含む他者のリソース及び専門性を関与させ、活用することを奨励すること。

2.0 世界規程の条項

2021年版世界規程における以下の条項は、「教育に関する国際基準」に直接関係し、世界規程を参照することにより取得することができる。

- 序論
- 世界規程第 18 条 教育
- 世界規程第 20 条 署名当事者及び WADA の追加的な役割及び責務
- 世界規程第 21 条 競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

3.0 定義及び解釈

3.1 2021 年版世界規程の定義で、本「教育に関する国際基準」で使用されているもの

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「**競技者**」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「**競技者**」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前のTUEを要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき検査する権限を行使することを選択し、当該競技者が第2.1項、第2.3項又は第2.5項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、本規程に定める措置が適用されなければならない。第2.8項及び第2.9項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、本規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

[**競技者の解説**：スポーツに参加する個人は5つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベル又は国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーション競技者、及び、5) 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。]

「**アスリート・バイオロジカル・パスポート**」とは、「**検査及びドーピング調査に関する国際基準**」及び「**分析機関に関する国際基準**」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「**サポートスタッフ**」とは、スポーツ競技会に参加し、又は、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「**本規程**」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「**競技会**」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

「**ドーピング・コントロール**」とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに第 10.14 項（資格停止又は暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。）をいう。

「**教育**」とは、スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。

「**競技大会**」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「**競技大会会場**」とは、競技大会の所轄組織により指定された会場をいう。

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「**国際レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。

[国際レベルの競技者の解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンスの種類など）を自由に決定することができる。但し、国際競技連盟は、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者にてこれを速やかにかつ容易に確認できるように、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。]

「**国際基準**」とは、本規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。（他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして）国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**主要競技大会機関**」とは、国内オリンピック委員会の大連別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の国際競技大会の所轄組織として機能する機関をいう。

「**18歳未満の者**」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

「**国内競技大会**」とは、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が参加する競技大会又は競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

「**国内レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。

「**国内オリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**人**」とは、自然人又は組織その他の団体をいう。

「**地域アンチ・ドーピング機関**」とは、国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体の計画及び採取、結果の管理、TUEの審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含む場合がある。

「**登録検査対象者リスト**」とは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため第5.5項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。

「**署名当事者**」とは、第23条に定めるとおり、本規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。

「**厳格責任**」とは、アンチ・ドーピング規則違反を立証するためには、アンチ・ドーピング機関において、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする第2.1項及び第2.2項に基づく法理をいう。

「検査」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「治療使用特例 (TUE)」とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、第 4.4 項及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。

「WADA」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 規程遵守に関する国際基準の定義語

規程遵守とは、当該署名当事者に適用される世界規程及び／又は国際基準におけるすべての要件、並びに第 A.3(r) 項に従って WADA 常任理事会によって課された特別な要件の遵守をいう。

3.3 教育に関する国際基準に固有の定義語

「アンチ・ドーピング教育」とは、クリーンスポーツの行動を可能にする能力を開発し、十分な情報に基づく意思決定を下すために、アンチ・ドーピング・トピックスに関する研修を実施することをいう。

「啓発」とは、クリーンスポーツに関するトピックス及び課題を強調することをいう。

「教育計画」とは、第 4 条で要請されているとおり、状況分析、教育対象プールの特定、目標、教育アクティビティ、及びモニタリング手順を含む文書をいう。

「教育対象プール」とは、システム評価手続を通して特定されたターゲットグループのリストをいう。

「教育プログラム」とは、意図された学習目標を達成するために署名当事者によって行われる教育アクティビティの集合体をいう。

「教育者」とは、教育を提供するための研修を受けた者であって、当該目的のために署名当事者により認定された者をいう。

「競技大会における教育」とは、競技大会において、又は競技大会に関連して行われる、あらゆる種類の教育アクティビティをいう。

「教育に関するガイドライン」とは、教育に関する指針を提供する、世界アンチ・ドーピング・プログラムにおける義務的でない文書であり、WADA により署名当事者に提供されるものをいう。

「**情報提供**」とは、クリーンスポーツに関する正確で最新の情報を提供することをいう。

「**予防**」とは、ドーピングの発生を阻止するために行われる介入をいう。4つの主要で相互に関連する予防に対する戦略として、**教育**、**抑止**、**検出**、及び**執行**がある。

「**価値を基盤とした教育**」とは、個人の価値観及び信条を育むことに重点を置いたアクティビティを実施することをいう。それは、学習者が倫理的に行動するために意思決定を下すための能力を開発する。

3.4 解釈:

3.4.1 「**教育に関する国際基準**」の正文は、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

3.4.2 *世界規程*と同様に、「**教育に関する国際基準**」は、比例性の原則、人権、その他の適用される法理を考慮して起草されている。本国際基準は、それらに照らして解釈され、適用されるものとする。

3.4.3 「**教育に関する国際基準**」の各条項に注釈として付された解説は、本**国際基準**を解釈するために用いられるものとする。

3.4.4 別段明示される場合を除き、条項への言及は、いずれもこの「**教育に関する国際基準**」の条項に対する言及である。

第2部：教育に関する基準

概要

世界規程第18.1項は、署名当事者に対し、教育プログラムを計画、実施、モニタリング及び評価することを要請している。第4条、第5条及び第6条には、これらの義務的なアクティビティに関連する署名当事者の要件が記載されている。

署名当事者は、教育プログラムを策定する際には、文化的及びスポーツ環境並びに学習者のニーズを考慮に入れるべきである。

署名当事者は、以下の4つの要素を組み込んだ教育プログラムを策定し、実施するものとする。

- **価値を基盤とした教育**：個人の価値観及び信条の育成に重点を置いたアクティビティを実施すること。それは、学習者が倫理的に行動するための意思決定を下す能力を開発すること。
- **啓発**：クリーンスポーツに関するトピックス及び課題を強調すること。
- **情報提供**：クリーンスポーツに関する正確で最新の情報を提供すること。
- **アンチ・ドーピング教育**：クリーンスポーツ行動における能力を開発し、十分な情報に基づく意思決定を下すために、アンチ・ドーピング・トピックに関する研修を実施すること。

すべての要素は、教育プログラムに沿ったものでなければならない。すべてのアクティビティは、補完的なものであり、価値に基づき、スポーツの精神を醸成し、保護するものでなければならない。

署名当事者は、自らの機関における教育の役割を検証し、自らのビジョン及び教育プログラムから期待される最終的な教育の成果について明確にすべきである。このビジョンと成果は、教育計画に定められた目標に反映されるべきである。

4.0 教育プログラムの計画

教育プログラムは、エビデンスに基づいたものであり、教育理論によって裏付けられ、可能な場合には社会科学的研究によって裏付けがされるべきである。

4.1 教育計画の策定

4.1.1 署名当事者は、教育計画を通じて、自己の教育アクティビティを文書化するものとする。当該計画は、要請された際に、英語又はフランス語による概要／要約とともにWADA及びその他の署名当事者に提示されるものとする。

4.1.2 署名当事者は、教育計画を策定するために、次の各段階を踏むものとする。現状分析、教育対象プールを設定する、明確な目標及び関連するアクティビティを設定する、及びモニタリング手順を提示する。

4.2 現状の分析

分析手続では、以下の事項を考慮するものとする。

4.2.1 システム評価: 署名当事者は、スポーツシステム／構造及び国内／国際的な文脈を含め、当該署名当事者が運用している環境を記載するものとする。

4.2.2 ターゲットグループの特定: 署名当事者は、主に競技者及びサポートスタッフといった、教育プログラムの対象となる可能性のあるすべてのターゲットグループを列挙するものとする。署名当事者はまた、教育を実施する責任を有しうる、又は実施する可能性のある他の機関／組織を特定するものとする。

4.2.3 リソース: 署名当事者は、教育プログラムに利用できる、又は利用できる可能性のある人的、財政的及び物的リソースを特定するものとする。

4.2.4 現行の教育アクティビティ: 署名当事者は、現行の教育アクティビティのすべてを記載するものとする。

4.3 教育対象プールの確立

4.3.1 第4.2.2項で特定したターゲットグループから、署名当事者は、教育対象プールに含められる優先的なグループを定めるものとする。

4.3.2 競技者: 署名当事者は、自己のアンチ・ドーピング規則の対象となる競技者を、自己の教育対象プールに含めることを検討するものとする。署名当事者は、少なくとも、自己の登録検査対象者リストに含まれる競技者及び制裁措置から復帰する競技者を含めるものとする。署名当事者は、自らの教育対象プールに極力広範な競技者のグループを含めること、又は、第4.3.4項に記載されているように、含めなかったことの合理的根拠を提示することが確保できるようにすることが強く奨励される。これは、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験が、ドーピング・コントロールではなく教育を通じて行われるべきであるという原則を支持するためである。

4.3.3 サポートスタッフ: 世界規程第21.2項に従い、すべてのアンチ・ドーピングに関する規範及び規則を熟知し、これを遵守するとともに、アンチ・ドーピングの態度を醸成するための競技者の価値観及び行動に対して自らの影響力を行使することが、サポートスタッフの責務である。

署名当事者は、第4.3.2項で特定された競技者のサポートスタッフを教育対象プールに含めることを考慮するものとする。最も影響力のあるサポートスタッフが優先されるべきである。署名当事者は、自らの手段の範囲内で、サポートスタッフが自らの役割及び責務を理解し、かつ、自らの競技者に積極的な影響を与えるために必要な情報にアクセスできるようにするものとする。

世界規程で定義されているとおり、以下のグループは、この手続の一環として考慮されるものとする。スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行うため競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人。

4.3.4 教育対象プールに含まれない競技者又はサポートスタッフがいる場合には、署名当事者は、なぜ彼らが含まれなかったのか、及び将来的にいかに対処するかについての合理的根拠を提示するものとする。

4.3.5 その他のターゲットグループ：上記に記載された競技者及びサポートスタッフに加えて、その他のターゲットグループもまた、以下を含むがこれに限られず、計画のプロセスの一環として考慮されるべきである。

- 子ども及び若い世代
- 教員
- 大学の職員及び学生
- スポーツアドミニストレーター
- スポンサー
- メディア
- その他署名当事者により必要とみなされた人

4.3.6 教育対象プール：署名当事者は、ターゲットグループを特定し、優先順位をつけた上で、実施可能なリソース及び対応可能な範囲に基づいて、教育対象プールに含むべきターゲットグループを選別し、これらを教育計画において文書化するものとする。

4.4 目標及びアクティビティ

教育計画には、教育プログラムの全体的な目的を明示し、教育対象プールにおけるターゲットグループに対するアクティビティに関する具体的な目標及びタイムラインを列挙するものとする。すべての目標は、測定可能で時限的なものとする。

4.5 モニタリング

教育計画には、報告及び評価を支援し、継続的な改善を促進するために、教育プログラムにおけるアクティビティのモニタリング手順を含めるものとする。

5.0 教育プログラムの実施

5.1 価値を基盤とした教育は、特に学校及び／又はスポーツクラブのプログラムを通じて、並びに関係する公的機関及びその他の関係者と連携して、子ども及び若い世代に焦点を当てるべきである。

5.2 署名当事者は、世界規程第 18.2 項にも概説されているとおり、教育プログラムに以下のトピックスを含めるものとする。トピックス及び内容は、対象となる相手のニーズを満たすために適応され、調整されるものとする。これらのトピックスに関する情報は、一般に公開されるものとする。

- クリーンスポーツに関する原則及び価値
- 本規程に基づく競技者、サポートスタッフ及びその他のグループの権利及び責務
- 厳格責任の原則
- ドーピングの結果。例えば、身体的及び精神の健康、社会的及び経済的な影響、並びに制裁措置
- アンチ・ドーピング規則違反
- 禁止表上の物質及び方法
- サプリメント使用のリスク
- 薬の使用及び治療使用特例
- 尿、血液及びアスリート・バイオロジカル・パスポートを含む検査手続
- 居場所情報及び ADAMS の使用を含む登録検査対象者リストへの要件
- ドーピングに関する懸念を共有するために声を上げること (speaking up)

5.3 第 5.2 項に列挙されているトピックスに関する教育は、登録検査対象者リストに対してすべて提供されるべきである。

5.4 署名当事者は、教育対象プールの各ターゲットグループの学習目標を特定する枠組みを確立するものとする。これらの学習目標には、学習者が各トピックについて「認識する」、「理解する」、かつ「実行できる」ようにすべきことが記載されているべきである。能力及びスキルは、学習者自身の成長の各段階で行動すべきものである。

5.5 署名当事者は、教育対象プールにおける、障がいを伴い、又は特定のニーズを有する学習

者に教育アクティビティを調整させるものとする。

5.6 第5.4条は、教育アクティビティが学習者の成長段階に合わせて調整され、適用されるすべての法的要件を満たすことを確保するために、教育対象プールの18歳未満の者にも適用されるものとする。

5.7 署名当事者は、教育計画の目標を達成するために適切な教育アクティビティを選択するものとする。提供方法は、教育に関するガイドラインに記載されているように、対面セッション、eラーニング、パンフレット、アウトリーチブース、ウェブサイトなどを含むことができる。

5.8 署名当事者は、対面教育を実施する責任を有する教育者を選任するものとする。教育者は、価値を基盤とした教育、並びに世界規程第18.2条、教育に関する国際基準、及び教育に関するガイドラインに概説されているすべてのトピックスに堪能であるべきである。

5.9 署名当事者は、競技者の成長段階に見合った活動を確保するために、教育計画の計画及び策定に競技者を関与させるべきである。署名当事者は、適切な場合には、教育アクティビティの実施に競技者を関与させることを検討すべきである。

[第5条の解説：署名当事者を支援するため、WADAは、様々なターゲットグループに教育の実施を支援するための教育ツール一式を提供する。]

6.0 教育プログラムの評価

6.1 署名当事者は、教育プログラムを毎年評価するものとする。評価は、翌年の教育計画に活かされるべきである。評価報告書は、要請に伴い、英語又はフランス語による概要／要約とともにWADAに提供されるものとする。

6.2 評価は、教育計画における特定の目標に関連するすべての入手可能な情報及びデータに基づいた上で、これらの目標がどの程度達成されたかを判断するものとする。

6.3 署名当事者は、可能な場合には、評価及び研究の目的のための支援を提供するために、学術分野又は他の研究機関とのパートナーシップを求めるべきである。社会科学研究は、評価の手順に活かすためにも利用することができる。

[第6.3項の解説：WADAは、プログラムの評価及び教育アクティビティの設計の双方に活かせる社会科学研究エビデンスを提供する。]

第3部：署名当事者の役割及び責務、協力、並びに説明責任

7.0 署名当事者の役割及び責務

7.1 概観

7.1.1 世界規程第18.1項は、「すべての署名当事者は、自己の責任の範囲内で、また、相互に協力して、「教育に関する国際基準」に定める要件に従い、教育プログラムの計画、実施、モニタリング、評価及び推進をするものとする。」と規定している。

第3部の目的は、次のとおりである。

- a) 教育に関する各署名当事者の主要な責務を明確にすること。
- b) 教育プログラムの効果を高めるため、いかに協働関係が重複を最小化し、取組みを最大化することができるかを概説すること。
- c) 署名当事者が説明責任を負う教育に関する国際基準の要件を要約すること。

7.2 国内アンチ・ドーピング機関

7.2.1 各国内アンチ・ドーピング機関は、それぞれ自国内におけるクリーンスポーツに関する教育の権限を有するものとする。国内アンチ・ドーピング機関は、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験が、ドーピング・コントロールではなく教育を通じたものとなるべきであるという原則を支持すべきである。

7.2.2 各国内アンチ・ドーピング機関は、その権限下であり、かつ、教育対象プールに含まれている者のための教育プログラムを策定するものとする。国内アンチ・ドーピング機関は、自身の教育プログラムがどのように実施され、モニタリングされるかを示すための教育計画を文書化しなければならない。国内アンチ・ドーピング機関は、その教育プログラムを毎年評価するものとする。

7.2.3 上記に加えて、国内アンチ・ドーピング機関は、以下の教育を行う役割を担うことができる。

- a) 関係する国際競技連盟と連携し、国際レベルの競技者、
- b) 国内競技連盟と連携し、ユースの競技者、及び
- c) 公的機関と連携し学校及び／又はスポーツクラブのプログラムを通じて、子ども及び若い世代。これには、価値を基盤とした教育を既存の教育やスポーツシステムに統合する

ことを推進することが含まれる。

7.2.4 世界規程第 20.3.13 項に従い、国際競技連盟は、国内競技連盟に要請し、該当する国内アンチ・ドーピング機関との協調の下に教育を実施し、従ってその主なパートナーとして従事し、並びに、この役割において国内アンチ・ドーピング機関による支援を受けるものとする。

7.2.5 地域アンチ・ドーピング機関のネットワークの一部である国内アンチ・ドーピング機関は、その教育計画及び概要／要約を、その地域アンチ・ドーピング機関に毎年提示するものとする。

7.3 国際競技連盟

7.3.1 世界規程第 18.2.3 項に関連して、自らの基準により決定された国際レベルの競技者を対象とした教育プログラムは、国際競技連盟の優先事項となるものとする。各国際競技連盟は、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験が、ドーピング・コントロールではなく教育を通じたものとなるべきであるという原則を支持すべきである。

7.3.2 各国際競技連盟は、その権限の下にあり、教育対象プールに含まれている者のために教育プログラムを策定するものとする。国際競技連盟は、その教育プログラムがどのように実施され、モニタリングされるかを示す教育計画を文書化するものとする。国際競技連盟は、各自の教育プログラムを毎年評価するものとする。

7.3.3 検査が予定され、国際競技連盟が検査権限を有する国際競技大会において、国際競技連盟は、競技大会における教育の実施を検討するものとする。これは、現地の国内アンチ・ドーピング機関又は、該当する場合には、地域アンチ・ドーピング機関、そして国内競技連盟及び主要競技大会機関と連携して行われるべきである。国際競技大会に参加する競技者及びそのサポートスタッフは、当該競技大会の前、及び第 5 条に従い、教育を受けるべきである。

7.3.4 国際競技連盟は、世界規程第 20.3.13 項に従い、国内競技連盟に対し、該当する国内アンチ・ドーピング機関と連携して教育を実施するよう要請するものとする。

[第 7.3 項の解説：国際競技連盟が、その権限の下での国際レベルでない競技者及びそのサポートスタッフを、教育することを妨げるものはない。国際競技連盟は、他の署名当事者、国内競技連盟又は第三者が代わりに実施する競技大会における教育プログラムが、教育に関する国際基準に定められた条件に従ってなされることを指示することを義務付けられる。]

7.4 主要競技大会機関

7.4.1 主要競技大会機関は、世界規程第 20.6.8 項に従い、直接的に自らの権限の下にある競技大会における教育アクティビティの提供を確保するものとする。競技大会における教育は、一般市民及びメディアを含め、より幅広い対象者に届き、積極的な影響を与える可能性をもつ。

7.4.2 主要競技大会機関は、検査が予定され、当該主要競技大会機関が検査権限を有するすべての競技大会において、競技大会における教育を検討するものとする。当該競技大会で競技し、参加する競技者及びサポートスタッフは当該競技大会の前に教育を受けるべきである。これは、現地組織委員会、国内アンチ・ドーピング機関及び関連する国際競技連盟及び国内競技連盟と連携して行われるべきである。

7.5 国内オリンピック委員会／国内パラリンピック委員会

7.5.1 世界規程第 20.4.6 項に従い、国内アンチ・ドーピング機関が存在しない場合には、国内オリンピック委員会（又は、該当する場合には、国内パラリンピック委員会）は、第 7.2 項に従い、その国における教育に関する権限を有するものとする。

7.5.2 国内アンチ・ドーピング機関が存在する場合には、国内オリンピック委員会（又は、該当する場合には、国内パラリンピック委員会）は、オリンピック／パラリンピック競技大会（又は、国内オリンピック委員会又は、該当する場合には、国内パラリンピック委員会）が参加し、又は主催する競技大会に参加するために選出された競技者及びサポートスタッフが、第 5 条に従い、当該競技大会の前に教育を受けることを確保するために、国内アンチ・ドーピング機関と協力するものとする。

7.5.3 国内オリンピック委員会（又は、該当する場合には、国内パラリンピック委員会）は、世界規程第 20.4.12 項に従い、国内競技連盟に対し、該当する国内アンチ・ドーピング機関と協調して教育を実施するよう要請するものとする。

7.6 地域アンチ・ドーピング機関

7.6.1 地域アンチ・ドーピング機関は、その加盟国が教育プログラムを実施することを支援するものとし、また、世界規程第 21.4.7 項に従い、教育を促進するものとする。

7.6.2 地域アンチ・ドーピング機関は、教育プログラムの調整及び実施を支援するため、地域内の国内アンチ・ドーピング機関、各国政府及び国内オリンピック委員会（又は、該当する場合には、国内パラリンピック委員会）と協力するものとする。

7.6.3 地域アンチ・ドーピング機関は、国内アンチ・ドーピング機関の教育プログラムに関連す

るすべての内容及び資料を収集し、これをすべての人に提供する、当該地域における教育のためのナレッジセンターであるべきである。

7.7 世界アンチ・ドーピング機関（WADA）

7.7.1 WADA は、教育に関する国際基準に準拠した効果的な教育プログラムを策定し、実施するため、その関係者を支援するものとする。

7.7.2 WADA は、署名当事者が使用する又は他の人が直接使用することになる教育資料を提供するものとする。

7.7.3 WADA は、規程遵守の過程を通じて、また「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に準拠し、教育に関する国際基準及び世界規程の遵守を確認する責任を負うものとする。

8.0 他の署名当事者との協力及び承認

8.1 署名当事者は、教育プログラムの重複を最小化し、その効果を最大化するために、自らの教育の取組みを調整するものとする。特に：

- a) 署名当事者は、教育アクティビティを計画する際には、他の関係する署名当事者と協議するものとする。
- b) 署名当事者は、該当する場合には、競技大会における教育の役割及び責務について事前に合意するものとする。これは、第7条に概説されている役割と責務に従って行われるべきである。
- c) 署名当事者は、他の関係する署名当事者の要請があった際に、自らの教育計画又は概要／要約を他の関係する署名当事者と共有するものとする。

8.2 教育プログラムの承認

8.2.1 署名当事者は、他の署名当事者が実施した教育プログラムを承認するものとし、当該プログラムが第5条に従って実施されたことを条件として、当該プログラムの学習者（その教育対象プールに含まれる者）による当該プログラムの完了を承認することができる。承認が行われた場合には、その旨を他の関係する署名当事者及び教育対象プールに明確に伝達しなければならない。この過程は、競技者及びサポートスタッフの負担を軽減し、教育の重複を最小化するべきである。またこの過程は、署名当事者が、より効果的に取組みの優先順位を付け、焦点を絞ること、及び、サービスが提供されていないターゲットグループに取り組みを集中させることを助けることもできる。

9.0 説明責任

9.1 署名当事者は、以下を通じて説明責任を負うものとする。

- a) 以下を含む文書化された教育計画
 - i. 現状の分析
 - ii. 教育対象プールの設定（競技者及びサポートスタッフで含まれなかった合理的理由及び将来的にいかに対処するかについての合理的理由を含む。）
 - iii. 目標及び関連するアクティビティ、並びに
 - iv. モニタリング手順
- b) 教育計画に定められたすべての目標の状況の報告を含む、教育プログラムの年間評価の完了。
- c) 「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に概説されている、規程遵守過程及び関連する結果。

WORLD ANTI-DOPING CODE
International Standard for Education

世界アンチ・ドーピング規程
教育に関する国際基準
2021年1月1日発効

2020年12月発行
公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



スポーツ振興くじ助成事業